

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

1. 執行機関の別	2. 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	目黒区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my-number/system/mynumber_dokuziriyou.html

執行機関名 目黒区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学に必要な援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの(特別支援学級就学奨励費)
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		目黒区個人番号利用に関する条例別表 第13の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学に必要な援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)	目黒区特別支援学級就学奨励費支給要綱(平成4年第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における <u>教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)並びに関係法令に基づき、特別支援学級に在学する等の児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給し、もって特別支援学級等における <u>教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区特別支援学級就学奨励費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	目黒区特別支援学級就学奨励費支給要綱第4条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	就学奨励費支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	目黒区特別支援学級就学奨励費支給要綱第3条 別表1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--